



国民宿舎赤とんぼ荘の利活用 事業者を募集

令和3年4月から宿泊・休憩業務を休止している赤とんぼ荘の土地、建物及び備品類を使用貸借し、地域の活性化と本市の発展に寄与する事業を行っていただける事業者を公募型プロポーザル方式により募集・選定します。

参加表明書の受付期間 7月12日(月)～8月10日(火)

事業説明会 8月5日(木)予定

事業者の選定方法 応募者から提出された事業計画書等の提案を基に、ヒアリング審査を実施します。

実施要領配布場所 商工振興課又は市ホームページからダウンロード

▶ **商工振興課(☎64・3158)**



国民健康保険・ 後期高齢者医療の 傷病手当金の 適用期間を延長します

たつの市国民健康保険及び後期高齢者医療に加入している被用者(給与の支払いを受けている方)が新型コロナウイルスに感染したとき、又は発熱等の症状があり感染が疑われるときに、就労することができず給与を受けられない場合、傷病手当金を支給していますが、期間を延長し、令和3年9月30日までの期間においても同様の支援を行います。

▶ **国保医療年金課(☎64・3149)**



第15回たつの市美術展作品を募集

出品受付 9月25日(土)13時～17時
(当日作品を持参してください)

受付場所 青少年館

部 門 ①日本画(水墨画を含む)②洋画(版画、水彩画を含む)
③工芸(彫塑を含む)④書道⑤写真
※能面、伎楽面、天然の造形及び手芸に準ずるものは除く。

応募資格 15歳以上(中学生を除く)

出品の制限 日本画、洋画、工芸、書道部門は1人2点まで。写真部門は1人1点。
※未発表の新作で、自作品に限ります。
※模作、加筆、改作等は認めません。

出品手数料 無料

募集要項 市教育委員会、各総合支所、公民館、文化センター、図書館等に置いています。

第15回たつの市美術展

と き

9月28日(火)～10月3日(日)
10時～17時(最終日のみ15時まで)

と ころ

青少年館

※新型コロナウイルス感染症の状況により、変更又は中止する場合があります。



▶ **社会教育課(☎64・3180)**



市営住宅入居者を募集

入居者は 抽選で決定

申 込 先 都市計画課、各総合支所地域振興課

申込受付期間 7月12日(月)～21日(水)

抽 選 会 7月30日(金)

入居時期 入居許可日から10日以内

市営住宅

対象住宅	間取り/建築年度	募集戸数	部屋の 所在	家賃
中臣住宅 2階建 揖保町中臣	3DK/平成18年	1戸	1階	25,500円～ 64,900円
	2DK/平成18年	1戸	1階	21,100円～ 55,900円
町屋住宅 2階建 揖保川町半田	2DK/平成15年	1戸	1階	21,300円～ 46,200円
	3DK/平成15年	1戸	2階	24,400円～ 53,200円
黒崎住宅 2階建 御津町黒崎	2DK/平成14年	1戸	2階	20,600円～ 54,500円

申込資格

①同居する親族のある方(ただし、60歳以上の方又は身体等に障害のある方は単身可) ※夫婦の別居、友人等の寄せ世帯、扶養義務のない祖父母、親、兄弟、姉妹などを呼んで同居するなど不自然な合体・分離をした世帯は申し込みできません。

②入居しようとする世帯員の所得額の合計から、申込者以外の同居者数に38万円をかけた額を引き、12で割った金額が158,000円(高齢・障害者世帯等は214,000円、中学校卒業までの子どもがいる世帯及び合計年齢が80歳未満で婚姻成立後2年以内の夫婦世帯は259,000円)以下であること。※その他障害者控除等があります。詳しくはお問い合わせください。

③自ら居住する住宅を必要とし、現在住宅に困っていること(原則公営住宅入居者や持家のある方は申し込みできません)。

④入居者及び同居者が暴力団員でないこと。

⑤一定以上収入のある連帯保証人がいること。

⑥入居者が市税等を滞納していないこと。

⑦入居者及び同居者が過去に明渡し請求により市営住宅を退去していないこと。

上記抽選住宅以外にも常時募集している住宅がありますので都市計画課までお問い合わせください。

また、常時募集住宅は60歳未満の単身者の入居が可能です。

▶ **都市計画課(☎64・3163)**

介護保険

▶ 高年福祉課(☎64・3155)、新地域振興課(☎75・0253)
▶ 地域振興課(☎72・2523)、御地域振興課(☎322・1451)

介護保険料について

■介護保険とは

介護保険とは、介護を必要とする方や介護している方々を、家族だけで支えるのではなく、社会全体で支え合おうとする制度です。利用限度額内であれば、利用料の1～3割の負担で介護サービスを受けることができます。

■介護保険料はどうやって納めるの？

介護保険料の納め方は、40歳～64歳の方と、65歳以上の方では異なります。

40歳～64歳までの方

加入している医療保険によって、決め方、納め方が異なります。

◇国民健康保険に加入している方

国民健康保険税の中に介護保険分が含まれており、世帯主の方が納めます。

◇職場の医療保険に加入している方

給与及び賞与から徴収されます。40～64歳の被扶養者の方は介護保険料を個別に納める必要はありません。

65歳になったら

65歳以上の方は、医療保険料の中に介護保険料が含まれなくなります。その代わりに、医療保険料とは別に介護保険料を納めていただきます。

■納める介護保険料は？

介護保険料は3年ごとに見直しを行っています。たつの市ではご本人の所得や世帯の状況を考慮し、65歳以上の方の介護保険料を1～10の段階に分けて設定しています(別表)。

■保険料を滞納すると？

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、利用者負担が3割(負担割合証に記載された割合が3割である場合は4割)になる措置がとられます。

別表 令和3年度 介護保険料

所得段階	所得要件等	保険料率	月額	年額
第1段階	生活保護被保護者	0.30	1,710円	20,520円
	老齢福祉年金受給者			
	本人の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が80万円以下の方			
第2段階	本人の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.50	2,850円	34,200円
第3段階	第1・2段階以外の方	0.70	3,990円	47,880円
第4段階	本人が市民税非課税で、課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.90	5,130円	61,560円
第5段階	本人が市民税非課税で、上記以外の方	1.00	5,700円(基準額)	68,400円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.20	6,840円	82,080円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	7,410円	88,920円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	8,550円	102,600円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	1.70	9,690円	116,280円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上	1.75	9,975円	119,700円

※令和3年度介護保険料(普通徴収分)のコンビニエンスストアに係る収納は、株式会社しんきん情報サービスを収入事務受託者として指定します。

